

## 広島県地域防災計画の修正について（案）

令和3年5月19日  
危機管理課

### 1 要旨

- 広島県地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、各防災関係機関が処理すべき事務及び業務の大綱を定めるものであり、広島県防災会議（以下「防災会議」という。）において、毎年度、修正を加えている。
- 今回、災害対策基本法改正による「避難勧告」の「避難指示」への一本化や、近年の台風被害等への対応、新型コロナウイルス感染症の発生を受けて「防災基本計画」が修正されたことなどを踏まえ、防災関係機関の果たすべき役割の追加など、所要の修正を行う。

### 2 修正の概要

区分	項目数
(1) 災害対策基本法改正に伴う修正	3項目
(2) 最近の防災施策を踏まえた修正	24項目
合計	27項目

### 3 主な修正内容

#### (1) 災害対策基本法改正に伴う修正

##### ① 「避難勧告」の「避難指示」への一本化

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、人の生命、身体を災害から保護するため、市町等が発令する「避難勧告」・「避難指示（緊急）」を「避難指示」へ一本化する。

#### (2) 最近の防災施策を踏まえた修正

##### ① 感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進

防災業務上の基本理念に、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する旨を追加する。

##### ② 行政と電気事業者の相互連携の拡大（台風第15号・19号）

県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める旨を追加する。

##### ③ 電源車等の配備（台風第15号・19号）

県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める旨を追加する。

##### ④ 災害拠点精神科病院の実施業務の明文化

災害拠点精神科病院の指定に伴い、精神科医療が必要な患者の受入れやDPATの派遣等による精神科医療救護活動等の実施など、災害時に当該病院が実施する業務を明文化する。

##### ⑤ 災害多言語支援センターの設置

県内の市町に避難所が開設され、災害の影響が数日間以上続くと予測される場合に、（公財）ひろしま国際センターと県が協議して、「災害多言語支援センター」を設置し、災害関連情報の多言語での発信や、避難所での通訳支援等を行う旨を追加する。

### 4 スケジュール

令和3年5月31日（月） 広島県防災会議（書面会議）